

子ども子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて

1 中間年の見直しの必要性

内閣府「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」（以下「手引き」と記載）に基づくもの。

(1) 保育・教育の量の見込み

平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要。

手引き「既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合」に該当。

平成28年3月31日						
	1号認定	2号認定 (幼)	2号認定 (保)	3号認定 (0歳)	3号認定 (1・2歳)	合計
量の見込み(a)	1,959	1,070	4,937	1,090	3,540	12,596
供給（確保分）(b)	2,572	724	5,935	990	3,539	13,760
利用状況（実績）(c)	2,606	639	5,935	1,030	3,664	13,874
c/a (%)	133.2	59.7	120.2	94.5	103.5	110.2

※実績値が量の見込みを上回っている。

<「原則として」について>

事業計画では、毎年量の見込みが減っていく。

→ 実績との差が広がっていくことが予想される → 中間年の見直しの必要性
また、手引き「実績値>量の見込みとなる場合には、見直しを行うことが望ましい」とある。

(2) 保育・教育の量の見込みの計算式（中間年における見直し時）

「補正後の推計児童数」×「支給認定割合」＝「見直し後の量の見込み（人）」

- ① 再度推計を実施して数値を補正
- ② 平成28年4月時点における1号～3号の支給認定区分ごとに、児童数に占める支給認定子どもの割合

(3) 地域子ども・子育て支援事業

必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行う。

2 見直しを行う事業等

- (1) 教育・保育
- (2) 放課後児童健全育成事業
- (3) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
- (4) 妊婦健康診査
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業